

令和4年第11回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年11月16日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) 学校・園におけるマスク着用が任意であることの周知活動の実施についての請願書
- (2) 学校・園におけるマスク着用喚起掲示物の撤去（実質的な強要の禁止）についての請願書
- (3) 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書
- (4) マスク差別反対の貼り紙作成の請願書
- (5) 令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果について
- (6) 令和5年度教職員定期人事異動方針について
- (7) 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について
- (8) 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について
- (9) 教職員等の処分について

議題1 学校・園におけるマスク着用が任意であることの周知活動の実施についての請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



春井市教育委員会教育長 殿

令和4年10月26日

春日井市子供の笑顔を守る会

学校・園におけるマスク着用が任意であることの周知活動の実施についての請願書

子どもたちが常時マスク着用、消毒、黙食、距離をとるなどの学校・園生活が始まって2年以上もの年月が経過しております。

本請願書は、マスク着用のリスクについても改めて目を向けていただき、子どもの健全な成長を守るための具体的な行動をお願いするものであります。

教職員や学校・園に通う子ども、保護者にわたり、学校・園に係るすべての関係者に対し、マスク着用は強制できるものではなく任意であることについて、周知活動として繰り返しの通知をお願いいたします。

2年半以上もの間、実質的に着用を強制されてきた状況の中、一度通知があったからもうしなくていい、とはなりません。

現状、マスク着用のデメリットを知らないまま着用を実質的に強制されている状況です。

マスクの着用・非着用、どちらを選んでもお互いに差別・偏見・いじめが発生しないように、子どもの命、笑顔を守る行動を実施していくことは大人の責任ではありませんか。

児童の間でも、マスク着用を強要する発言が横行しているとよく耳にします。マスクをつける人、つけない人ともにお互いの価値観を認め尊重することは道德教育としても学びに繋がり、いじめへの発展を予防することに寄与するものと考えます。

そのためには、周りの大人への理解も必須でありますので、子どもだけではなく、教職員や保護者への周知活動も必要です。

マスク着用の危険性を認識いただき、積極的に各教育現場に反映、管理監督いただくようお願い申し上げます。

この度、本請願に至った根拠は下記の通りです。

根拠1 国の機関によるマスク着用緩和奨励

- ・マスク着用緩和を厚生労働省・文部科学省が呼び掛けています（添付資料1）。
- ・マスクの非着用が濃厚接触の基準に必ずしも適合しない旨を厚生労働省が通知しています（添付資料2）。

根拠2 長期着用による子どもの成長へのリスク

- ・酸欠による頭痛、脳への影響（添付資料3）
- ・血中二酸化炭素濃度上昇による頭痛

マスク頭痛

マスク未着用と比べて

酸素
13%減少
二酸化炭素
30倍に増加



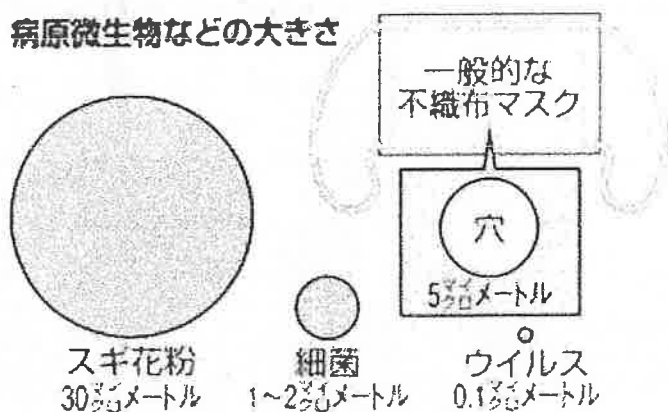
出典: Fernando Pifarre et al. COVID-19 and mask in sports. Apunts Sports Medicine, Volume 55, 2020

- ・コミュニケーション能力の低下（添付資料4）
- ・息苦しさからの口呼吸による、虫歯・歯周病誘発、感染症罹患リスクの上昇、歯列悪化（添付資料5）

根拠3 マスクへの信頼性がない

- ・着用中のマスクは菌やウイルスが増殖しやすい環境下であり不衛生
- ・不衛生である着用中のマスクを触る手をからの媒介、増殖した菌やウイルス繰り返し吸い込みやすい状態をつくることになる
- ・マスクには隙間がある、マスクの目の大きさはウイルスの約50倍の大きさである

病原微生物などの大きさ



根拠4 マスク着用及び手指消毒の強要は違法である

- ・マスク着用及び手指消毒の強要は基本的人権の侵害や刑法 223 条強要罪に抵触します。

以上の根拠に基づき、各教育現場では、マスクを外したい人が外しやすい環境を作っていただくようお願い申し上げます。

SNS で拡散されているマスクを外そう動画

●芸能人も出演、拡散されています

あなたがおしゃべりしながら
友達とランチをしている時
子供たちは給食で黙食をしています。
野球選手がビールを吹きかけ合って優勝を喜んでいる時、
子供たちの運動会は中止になっています。
総理大臣が屋内で海外の要人と素顔で歓談している時
子供たちは友達の笑顔を見ることさえできない学校生活を送っています。
大人はいいけど子供はダメ。こんな不条理を子供に押し付けるのはやめませんか？
健康な子どもの顔をマスクで覆い隠し その生活を何年も強いる大人たち
身体と心の成長にとって大切な時期に 新鮮な空気を吸う権利さえ奪う大人たち
責任を負いたくない一心で 1 番立場の弱い子どもを犠牲にする大人たち
そしてそれを気にも留めない大人たち
そんな情けない我々大人たちこそが、
「日本の恥」ではありませんか？
怖いのは、ウイルスですか？ 人の目ですか？
守りたいのは、健康ですか？
体裁ですか？

子どもたちに
「顔の見える世界」を取り戻そう
大人から変えて行こう
さあ
マスクを外そう

#マスクを外そう

#日本の恥

#顔の見える世界を取り戻そう



議題2 学校・園におけるマスク着用喚起掲示物の撤去（実質的な強要の禁止）
についての請願書

- 春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年10月26日

春日井市子供の笑顔を守る会

学校・園におけるマスク着用喚起掲示物の撤去(実質的な強要の禁止)についての請願書

子どもたちが常時マスク着用、消毒、黙食、距離をとるなどの学校・園生活が始まって2年以上もの年月が経過しております。

本請願書は、マスク着用のリスクについても改めて目を向けていただき、子どもの健全な成長を守るための具体的な行動をお願いするものであります。

「マスクをしましょう」といった掲示物が校内・園内のあちこちに掲示されていることと思いますが、これは間接的な強要ととらえられます。

子どもには、注意を受けているのと同様に映ります。

即刻このような掲示物の撤去をお願いいたします。

マスク着用の危険性を認識いただき、積極的に各教育現場に反映、管理監督いただくようお願い申し上げます。

この度、本請願に至った根拠は下記の通りです。

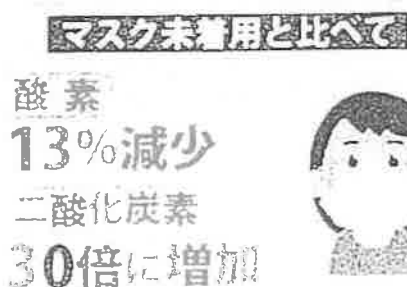
根拠1 国の機関によるマスク着用緩和奨励

- ・マスク着用緩和を厚生労働省・文部科学省が呼び掛けています(添付資料1)。
- ・マスクの非着用が濃厚接触の基準に必ずしも適合しない旨を厚生労働省が通知しています(添付資料2)。

根拠2 長期着用による子どもの成長へのリスク

- ・酸欠による頭痛、脳への影響(添付資料3)
- ・血中二酸化炭素濃度上昇による頭痛

🧐 マスク頭痛

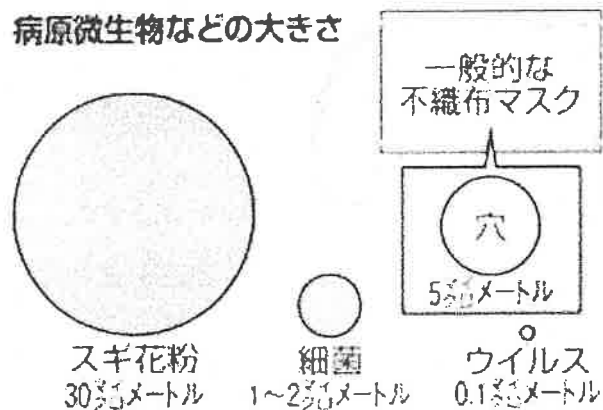


出典: Fernando Pifarre et al. COVID-19 and mask in sports, Apunts Sports Medicine, Volume 55, 2020

- ・コミュニケーション能力の低下（添付資料 4）
- ・息苦しさからの口呼吸による、虫歯・歯周病誘発、感染症罹患リスクの上昇、歯列悪化（添付資料 5）

根拠 3 マスクへの信頼性がない

- ・着用中のマスクは菌やウイルスが増殖しやすい環境下であり不衛生
- ・不衛生である着用中のマスクを触る手をからの媒介、増殖した菌やウイルス繰り返し吸い込みやすい状態をつくることになる
- ・マスクには隙間がある、マスクの目の大きさはウイルスの約 50 倍の大きさである



根拠 4 マスク着用及び手指消毒の強要は違法である

- ・マスク着用及び手指消毒の強要は基本的人権の侵害や刑法 223 条強要罪に抵触します。

以上の根拠に基づき、各教育現場では、マスクを外したい人が外しやすい環境を作っていただくようお願い申し上げます。

議題3 学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年10月26日

春日井市教育委員会教育長 殿

春日井市子どもの笑顔を守る会

学校給食の黙食の撤廃を求める請願書

現在の春日井市の小中学校では新型コロナウイルスの感染症対策として、給食時に児童生徒が一方向を見て黙って食べる黙食が行われています。

学校給食は、集団生活の中で協調性や社会性を育み、食事のマナーを学ぶ大切な教育の場でもあります。黙食のように、友だち同士の関わりを制限されては、コミュニケーション能力や友だちを思いやる力も育みにくくなってしまいます。

農林水産省、文部科学省が推奨している“食育”というものは、食事はただ食べ物を食べる、栄養を取るだけではなく、食べることの楽しさ、感謝の気持ちを感じるにより、心の豊かさを育くみ、一生にわたって健やかに生きていくことができるように、その基礎をつくるためのものであるとされています。友だちの顔も見られない、話すこともできないような環境で食育を学ぶことは出来ません。

このような環境の中で子どもたちの食欲も低下しています。

名古屋市立の小学校で黙食が行われる前と後では明らかに黙食を行ってからの方が残飯の量が増えており、春日井市の小中学校も残菜量が増えています。

これは学校内での過剰な感染対策との関係性を否定できないものとなっています。

子どもたちの発育のために栄養バランスを考慮して作られているのに、十分な栄養が摂取できないことも考えられます。

また、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル学校の新しい生活様式 2022.4.1 Ver.8」（以下衛生マニュアル）によると

（以下、衛生マニュアル第3章3. 給食等の食事をとる場面 より抜粋）

----- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。-----

とあり「黙食」をしなければならないという文言は出てきていません。

飛沫を飛ばさないようにする一例として対面や大声での会話を控えるよう書かれているにも関わらず、対面を禁止しているのです。

宮崎県教育委員会、福岡市教育委員会、では子どもたちの心身の発達、健康への影響を考慮して黙食を見直す方針になりました。春日井市でも黙食の指導を中止するように要望

致します。

最後に：

新型コロナウイルス感染対策が学校教育に導入され、3年目になりました。子どもたちはマスク着用、黙食を指導され、学校行事が縮小、中止になり従来の学校生活を制限され我慢を強いられてきました。これらの感染症対策は子どもたちの命と健康を守るために行われてきたのでしょうか。誰のため、何のための対策でしょうか。

大人が飲食店で飲酒をしながら仲間と賑やかに食事する様子が報道されそれを見た子ども達から『なぜ僕たちは楽しみな給食でお友達と喋ることを許されないのか？』

『なぜ、黙食を勧める大人達が楽しく賑やかに食事をしているのか？』と疑問を投げ掛けられます。きっと私が子どもだったら同じことを思っていたでしょう。

子どもたちは今の社会、学校、感染対策をどう思っているのでしょうか？

おじいちゃんおばあちゃんを守るためと我慢している子もいるでしょう

しかし、肺炎でも毎年約10万人、インフルエンザでも毎年約1万人の方が亡くなっていること（コロナ死亡者は2021年7月1日～2022年7月1日までで31844人）

※厚生労働省ホームページより抜粋

ということも教育者・指導者としても知っておかなければなりません

更に、ウイルスが弱毒化していること、子どもにとっては軽度の風邪であることを考慮して頂き、少しづつ、小さな声であっても、コソコソ話からでも「これおいしいね」

「これはなんの魚かな？」など、コミュニケーションが取れるよう、黙食の緩和、撤廃を求めます。

参議院2022年5月31日 参議院予算委員会

柳ヶ瀬裕文参議院議員が国会にて黙食をさせる根拠について教育委員会の見解を確認

「文科省は黙食を推奨しているのかどうか？」と問われた末松文科大臣は「飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない。大声での会話を控えるなどの対応が必要であること。衛生管理マニュアルは学校における感染対策の参考として作成したもので、具体の感染対策については地域の実情に即して取り組んでいただくことが重要」「はっきり申し上げて黙食であるべしということは書いていない」

「地域の実情、状況判断をしていただきたい」と答弁しています。

18分10秒あたりから御覧ください



議題4 マスク差別反対の貼り紙作成の請願書

春日井市教育委員会会議規則第7条第3項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年10月26日

春日井市子どもの笑顔を守る会

請願書

マスク差別反対の貼り紙作成の要望書

～新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について～

【要望】

- マスク差別反対の貼り紙作成
- 各学校、幼稚園、保育園、公共施設への配布
- ホームページでの呼びかけ

マスク生活が始まり早3年

子どもたちは、メディア、お店、学校、親、ありとあらゆるところからマスクをつけなければならないというアナウンスを浴び続けている中、身体的理由でマスクをつけられない子どもは理解が得られず、大人の目に見えないところで、心無い言葉をかけられたり、高貴な目にさらされたり、いじめにあったり、不登校のきっかけになってしまったり、様々な局面に立たされています。

マスクをしない人＝ルールを守れない人のような印象がついてしまい、子供の世界でも同調圧力が起きている状態なのです。

そのイメージを払拭するには、インパクトのある貼り紙などで周知していくしかありません。

実際新潟市では貼り紙を作成し、市のホームページからも差別を無くすよう呼びかけています。

(添付資料1)

正義をふりかざし少数派を攻撃するような大人になるのではなく、何か理由があるのかな？と

一度考えられる思いやりのある大人になるためにも、

人と人との信頼関係や社会のつながりを大切に、差別のない、全ての子どもが安心して暮らせる、春日井市を作るためにも、貼り紙作成、各学校、幼稚園、保育園、公共施設への配布をよろしくお願い致します。

新潟市ホームページ



⑤ 新潟市

❗ マスクをしないことでの
差別や嫌がらせは絶対ダメ! ❗

STOP
マスク差別

マスクをしないことにより差別や嫌がらせを受けることがあります。また、マスクをしないことにより、感染のリスクが高まります。

その人の特性やおかれた状況を理解し、差別的な行動をすることなく、お互いに思いやり的心を持って過ごしましょう。

もし、新型コロナウイルス感染症に感染する差別や嫌がらせが、ご自身の周りや身近な人からあったら...

人権相談窓口(相談者人権相談課)

回った村は一人で悩まず、ご相談ください。人権相談を受け付けています。

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110
(平日 8:30 - 17:15)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110
(平日 8:30 - 17:15)

⑤ 新潟市

マスクをしないことでの
差別や嫌がらせは絶対ダメ!

STOP
マスク差別

マスクをしないことにより差別や嫌がらせを受けることがあります。また、マスクをしないことにより、感染のリスクが高まります。

その人の特性やおかれた状況を理解し、差別的な行動をすることなく、お互いに思いやり的心を持って過ごしましょう。

もし、新型コロナウイルス感染症に感染する差別や嫌がらせが、ご自身の周りや身近な人からあったら...

人権相談窓口(相談者人権相談課)

回った村は一人で悩まず、ご相談ください。人権相談を受け付けています。

子どものSOSの相談窓口

24時間子どもSOSダイヤル(通話無料)

☎ 0120-0-78310

現在のページ [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [男女共同参画・人権・平和活動](#) > [人権・平和活動](#) > [人権活動](#) > [人権施策に関するお知らせ](#) >
[新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について](#)

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への 配慮について

12月4日から12月10日は「人権週間」
です

最終更新日：2022年9月13日

14

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

私たちが克服すべき相手はウイルスです。

人と人との信頼関係や社会のつながりを大切に、差別のない社会をめざしましょう。

感染者を非難しない

感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく、守られるべき存在です。

「もし、自分や自分の大切な人が感染したら・・・」と考えた時に、他の人からされたら嫌だと思うことは自分もしいという気持ちを常に持ち続けましょう。

感染者の職場や家族を非難しない

新型コロナウイルス感染症に関連する人
権への配慮について

「部落差別の解消の推進に関する法
律」が施行されました

新潟市ミニ人権展

新潟市人権イラスト展

新型コロナウイルス接種券について

新型コロナウイルス感染症について

感染者だけでなく、その職場、家族などへの差別的言動や誹謗中傷は、対象となった人の心を深く傷つけます。

また、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げにもなりかねません。

風評被害を防ごう

感染者だという噂を流され、本人のみならず、職場や家族が差別被害にあう場合があります。

噂やデマなどの不確かな情報や誤った情報をむやみに拡散しないようにしましょう。

国や県、市が発信する正確な情報に基づき、冷静な行動をとりましょう。

私たちの健康と生活を守ってくれる人たちに感謝の気持ちを

ウイルスと対峙しながら、私たちの命と健康を守る医療従事者、福祉施設で働く職員、物流・販売に携わる人など、社会を支えるすべての人たちに感謝と思いやりの気持ちで接しましょう。

また、様々な理由で広範囲の移動を余儀なくされている人がおられます。県外ナンバー車や遠方からの来訪者に対する心ない言動や差別的な態度は慎みましょう。

偏見や差別、いじめは絶対にやめましょう

偏見や差別に当たる事例



ワクチン接種に関する差別等の防止について

感染収束に向けて効果が期待される新型コロナウイルスワクチンですが、体質や持病などの理由で接種できない人もいます。

また、接種を受けることは強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意思で受けていただくものです。

接種を受けていない人に対して、接種の強制や差別、学校や職場等における不公平や不利益な扱いをすることがないようお願いします。

新潟市
新型コロナウイルス感染症対策本部



ストップ！ワクチン差別

新型コロナウイルスのワクチン接種は進められていますが、接種と副反応のリスクの両方を考慮しながら、接種が自分自身にとって必要かどうかを判断する必要があります。接種を受けることは強制ではなく、接種を受けるかどうかは個人の意思で決めます。接種を受けるかどうかは個人の意思で決めます。



■ 入居希望者窓口（法務省入国管理局新潟支庁）	
（注）新型コロナウイルス感染症に感染している方や、感染の疑いがある方は、接種できません。	
みんなの人数10人	子どもの人数10人
TEL 025-270-0031（平日 9:30～17:15）	TEL 025-270-0031（平日 9:30～17:15）
女性の人権センター	外国人労働者の権利センター
TEL 025-270-0031（平日 9:30～17:15）	TEL 025-270-0031（平日 9:30～17:15）

マスクの着用に関する差別等の防止について



ストップマスク差別 小学校用 (PDF: 1,464KB)

ストップマスク差別 中学校・公共施設用 (PDF: 750KB)

人権相談窓口

地方法務局及びその支局では、差別やいじめなど、様々な人権問題について、電話、インターネット及び面談により相談を受け付けています。

〇みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）（外部サイト）

議題5 令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果について

令和4年4月19日に実施した全国学力・学習状況調査の調査結果について、分析結果を公表するもの。

令和4年度全国学力・学習状況調査における春日井市全体の結果について

春日井市教育委員会

令和4年4月19日（火）に、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の春日井市の結果の概要についてお知らせします。

なお、この調査の結果は、児童生徒の学力の一部分であることをご承知おきください。また、この調査の詳細は、国立教育政策研究所のウェブサイト「全国学力・学習状況調査」により確認できます。

<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

1 小学校6年生

(1) 教科の状況

状況を見るにあたって、よくできている内容【○】と努力を要する内容【△】の一部及び今後の指導のポイントを紹介します。

【国語・小学校6年生】

国 語	状況	正答率：全国平均よりやや低い 分 布：上位層がやや少ない
	内容	○話し言葉と書き言葉の違いを理解する。 ○必要なことを質問し、話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことの中心を捉える。 △互いの立場や意図を明確にしながら計画的に話し合い、自分の考えをまとめる。 △文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章のよいところを見付ける。
	今後の指導のポイント	
	・話し合いでは、異なる立場からの考えを聞き、様々な視点から物事を捉えた上で、自分の考えを広げたりまとめたりすることが大切である。その際、互いの立場や考えを尊重しながらも、自分の考えを伝えたり、必要なことを質問したりする力も求められる。また、話し合いを通して、言葉には相手とのつながりをつくる働きがあることや、話し言葉では誤解されやすい同音異義語を避けるとよいことに気付くことができるように指導することも重要である。 ・読み手に自分の考えを明確に伝えるためには、自分で書いた文章を読み返し、文や文章を整えることが必要である。その際、5年生、6年生においては、内容や表現に一貫性があるか、目的に照らして適切な構成や記述になっているか、事実と感想、意見とが区別して書かれているか、引用の仕方、図表やグラフの用い方は適切かといったことなどを観点として、文や文章を整えることが大切である。また、様々な観点で互いの書いた文章を読み合い、感想や意見を伝え合うことによって、他者の文章のよいところだけでなく、自分の文章のよいところを見付けることができるようにすることが大切である。	

【算数・小学校6年生】

算 数	状況	正答率：全国平均と同程度 分 布：上位層がやや少ない
	内容	○被乗数に空位のある整数の乗法の計算をすることができる。 ○図形を構成する要素に着目して、長方形の意味や性質、構成の仕方について理解している。 △示された場面において、目的に合った数の処理の仕方を考察できる。 △示された場面のよう、数量が変わっても割合は変わらないことを理解している。 △伴って変わる二つの数量が比例の関係にあることを用いて、未知の数量の求め方と答えを記述できる。
	今後の指導のポイント	
	・日常生活の問題を解決するために、算数で学習したことを基に、目的に応じて、数量の関係に着目し、数の処理の仕方を考えることが重要である。そのために、目的に応じて、問題場面の数量の関係に着目し、除法が用いられる場面であると解釈して、除法を用いたり、切り捨てや四捨五入などの数の処理において、具体的な場面に対応させながら、乗法を用いたり、公倍数や公約数を用いたりすることができるようにすることも大切である。 ・割合を用いて問題を解決するためには、問題場面の数量の関係に着目し、基準量、比較量、割合の関係や伴って変わる二つの数量の関係について考察して、数学的に表現・処理することが重要である。そのために、例えば、日常の具体的な場面对応させながら割合について理解したり、図や式などを用いて基準量と比較量の間を表現したりすることができるようにすることが大切である。また、伴って変わる二つの数量の間に比例の関係があることを見だし、その比例の関係をj用いて、未知の数量を求めることができるようにすることも大切である。	

【理科・小学校6年生】

理 科	状況	正答率：全国平均と同程度 分 布：全国とほぼ同様
	内容	○問題を解決するために必要な観察の視点を基に、問題を解決するまでの道筋を構想し、自分の考えをもつことができる。 ○観察で得た結果を、問題の視点で分析して、解釈し、自分の考えをもつことができる。 △自然の事物・現象から得た情報を、他者の気付きの視点で分析して、解釈し、自分の考えをもち、その内容を記述できる。 △日光は直進することを理解している。 △実験で得た結果を、問題の視点で分析して、解釈し、自分の考えをもち、その内容を記述できる。
	今後の指導のポイント ・ 自然の事物・現象から得た情報を、他者の気付きの視点で分析して、解釈するには、比較の考え方を働かせながら、差異点や共通点を捉えていくことが大切である。また実証性、再現性、客観性などといった科学の基本的な条件を意識することも大切である。児童が話し合う中で、比較の考え方を働かせながら、自分や他者の気付きを基に、差異点や共通点を捉え、新たな問題を見いだしていくような場面を設定することや、観察・実験などの方法を具体的に見通そうとすることに価値付けることの重要性について意識して指導することが重要である。 ・ 生きて働く知識を習得するためには、主体的な問題解決を通して、知識を概念的に理解することが大切である。そのためには、習得した知識を、次の学習や生活などに生かすことができるようにすることの重要性について意識して指導する。 ・ 実験の結果を事実として分析して、解釈し、問題の視点で考察するには、結論を導き出す際に根拠となる事実と解釈を表現することが大切である。そのためには、問題に対する予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、観察・実験などを行った結果を事実として分析して、解釈したことを、結論の根拠として表現できるようにすることが重要である。	

(2) 学習・生活習慣等の状況

状況調査を見るにあたって、学習・生活習慣等を「生活習慣」「学校・家庭での生活の様子」「自尊意識」「規範意識」「学習の様子」の観点から分析する。

全体の傾向（様子）のよい点【○】と改善が必要な点【△】及び学習・生活習慣等と教科の調査結果との関連について紹介します。

全体の傾向（様子）【小学校6年生】

【生活習慣】

- 朝食を毎日食べている。
- 毎日同じくらいの時刻に起きている。

【学校・家庭での生活の様子】

- 先生は自分のよいところを認めてくれていると思う。
- 学校に行くのは楽しいと思う。
- 友達と協力するのは楽しいと思う。
- △新聞をあまり読まない。
- △地域の行事にあまり参加していない。
- △地域や社会をよくするために何をすべきかあまり考えない。
- △地域の大人に放課後などで勉強やスポーツを教えてもらったり一緒に遊んでもらったりはしない。

【自尊意識】

- 自分でやると決めたことは、やり遂げる。
- 人の役に立つ人間になりたいと思う。

【規範意識】

- いじめは、どんな理由があってもいけない。
- 人が困っているときは、進んで助けている。

【学習の様子】

- 学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う。
- 国語、算数、理科の勉強は大切だと思う。
- 国語や理科の授業の内容はよく分かる。
- 国語、算数、理科で学習したことは、将来、社会に出たら役立つと思う。
- 算数の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけを理解するようにしている。
- 理科の授業で、観察や実験の結果から、どのようなことが分かったのか考えている。
- △国語や算数の勉強は好きではない。

学習・生活習慣等と教科の調査結果との関連

- ・ 普段、1日当たり、テレビゲームをする時間が短い児童の方が教科の正答率が高くなっている。
- ・ 普段、1日当たり、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴など（スマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く）をする時間が短い児童の方が教科の正答率が高くなっている。
- ・ 読書が好きな児童ほど、教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てを工夫して発表していた」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「学習内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「国語の授業では、目的に応じて文章を読み、感想や考えを持ったり、内容を解釈して、自分の考えを広げたりしている」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「算数の問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考える」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「算数の授業で公式や決まりを習うとき、そのわけを理解するようにしている」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「理科の授業では、自分の予想をもとに観察や実験の計画を立てている」と回答している児童ほど教科の正答率が高くなっている。

時代の変化を予測することが難しく、ますます複雑化する社会をたくましく生き抜くためには、よりよい人生や社会の在り方を考え、主体的に課題を見付け、必要な情報は何かを判断し、多様な人々と協働しながら問題を解決していくための力を育む必要があります。

そのためには、学校と家庭・地域がこれまで以上に連携し子どもたちを育てていくことが不可欠です。

学校では、実際に資料を読む、自分の考えをもつ、人に伝える、全体で発表する、他者の意見を聞く、複数で話し合うという活動を増やしていきます。そして児童が「何が理解できたのか、何ができるようになったのか」ということを実感できるよう指導していきます。

一人一台タブレット端末が配備され、これまで以上に学びの可能性は広がっています。タブレット端末を使い、クラスの仲間と意見を出し合ったり、問題を解決したりする協働学習と、全ての児童の可能性を引き出す、個別最適な学びをすすめていきます。

今回のテストでは、相手の考えを最後まで聞き、相手の考えを受けとめた上で自分の考えをしっかりと伝えている児童ほど、正答率が高い傾向が見られました。ご家庭でも、ニュースや学校の様子について話をしたり、お子さんが興味をもっていることを話題にしたり、一緒に料理や作業をしながら話をしたりするなど会話の機会を増やしてください。

また、子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣づくりは「自己管理能力」を身に付けていく基盤になることも期待されています。例えば「明日早起きするために夜はゲームをやめて早く寝よう」というように自分を律し、管理する能力を身に付けることは、学習面でも取組方をコントロールすることにつながり、将来的には健康管理、時間管理、感情の管理、お金の管理など、よりよく生活する上で必要な力も高めていくと考えられます。

近年、新型コロナウイルス感染症をはじめ、命を脅かす災害が度重なって起こる中、子どもたちは社会の課題に目を向け、人の役に立ちたいと願うことが多くなってきていると感じます。このような社会で起こっている課題を解決していくためには、自分の考えをもち、多様な考えに耳を傾け、コミュニケーションをとりながら自分らしく判断していく力が求められています。学校でも地域でも、また家庭でも自ら学ぼうとする姿勢を育てることを大切にしていく必要があると考えられます。

2 中学校3年生

(1) 教科の状況

状況を見るにあたって、よくできている内容【○】と努力を要する内容【△】の一部及び今後の指導のポイントを紹介します。

【国語・中学校3年生】

国 語	状況	正答率：全国平均と同程度 分 布：全国とほぼ同様
	内容	○助動詞の働きについて理解し、目的に応じて使う。 ○文脈に即して漢字を正しく書く。 ○事象や行為、心情を表す語句について理解する。 ○漢字の行書の読みやすい書き方について理解する。 ○漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解する。 △自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書く。 △行書の特徴を理解する。
	今後の指導のポイント	

- ・意見文を書く際には、自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にすることが大切である。根拠を明確にするためには、まず、自分の考えが確かな事実や事柄に基づいたものであるかを確かめることが必要である。その上で、自分の思いや考えを繰り返すだけでなく、根拠を文章の中に記述する必要があることを理解して書くことが重要である。また、分かりやすい文章にするために、読み手からの助言などを踏まえ、自分の文章のよい点や改善点を見いだすことも大切である。その際、読み手は、書き手の目的と意図を理解した上で、単なる印象ではなく、具体的な記述を取り上げて助言などをすることが重要である。
- ・「書写」について、文字を正確に読みやすく書くことができるという、文字の伝達性を重視した指導が求められる。文字を正しく速く書くことができるようにするとともに、小学校と同様に、書写の学習で身に付けた資質・能力を、各教科等の学習や生活の様々な場面で積極的に生かす態度を育成する必要がある。

【数学・中学校3年生】

数 学	状況	正答率：全国平均よりやや高い 分 布：上位層がやや多い
	内容	○多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の意味を理解している。 ○簡単な連立二元一次方程式を解くことができる。 △一次関数の変化の割合の意味を理解している。 △結論が成り立つための前提を考え、新たな事柄を見いだし、説明することができる。 △事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明することができる。 △筋道を立てて考え、事柄が成り立つ理由を説明することができる。
	今後の指導のポイント	

・関数を用いて事象を捉え考察する場面では、具体的な事象の中から伴って変わる二つの数量を取り出して、その変化や対応の様子に着目して関数関係を見だし、その関数の特徴を調べるために、変化の割合を求めることが大切である。 ・数に関する事象を考察する場面では、成り立ちそうな事柄を予想し、予想を確かめ、事柄が成り立つ理由について筋道を立てて考え説明すること、さらに、問題の条件を変えるなどして、総合的・発展的に考察することが大切である。 ・日常生活や社会の事象を考察する場面では、事象を理想化したり単純化したりして、その特徴を的確に捉え、事象を数学的に解釈することが求められる場合がある。その際、問題解決の方法を考え、それを数学的に説明することが大切である。 ・図形の性質を考察する場面では、成り立つと予想した事柄について、論理的に考察し、それを数学的に表現することが大切である。
--

【理科・中学校3年生】

理 科	状況	正答率：全国平均と同程度 分 布：全国とほぼ同様
	内容	○モデルを使った実験において変える条件と変えない条件を制御した実験を計画できる。 ○化学変化に関する知識及び技術を活用して、水素の燃焼を分子モデルで表した図を基に化学反応式で表すことができる。 △飛行機雲の残り方を科学的に探究する学習場面において、地上の観測データを用いて考察を行った他者の考えについて、多面的、総合的に検討して改善できる。 △化学変化に関する知識及び技能と「エネルギー」を柱とする領域の知識及び技能を関連付け、水素を燃料として使うしくみの例の、全体を働かせるおおもとして必要なものを分析して解釈できる。 △力の働きに関する知識及び技能を活用して、物体に働く重力とつり合う力を矢印で表しその力を説明できる。 △液体が気体に変化することによって温度が下がる身近な事象を問うことで、状態変化に関する知識及び技能を活用できる。
	今後の指導のポイント ・気象とその変化の学習では、継続的に気象観測を行い、時間的・空間的な見方を働かせながら気象要素と天気の変化を関連付けて捉えることが大切である。授業では、実感を伴った理解を図るために、観測データや空の様子を撮影した画像をネットワーク上に蓄積、共有して、考察することが考えられる。 ・身に付けた知識及び技能を分野や領域を横断して関連付け、身近な事象を多面的、総合的に捉えることが大切である。授業では、身近な事象として水素を燃料として使うしくみの例を取り上げた学習場面を設定するなど、化学変化に関する知識及び技能と、「エネルギー」を柱とする領域の知識及び技能とを関連付けて、科学的に探究することも考えられる。 ・科学的に探究する活動を通して見いだした規則性や関係性を、日常生活や社会と関連付けることで、理科を学ぶことの意義や有用性の実感を高めることが大切である。授業では、見いだした規則性や関係性を基に、身近な道具や技術などから新たな問題を見だし、課題を設定して科学的に探究することが考えられる。 ・身に付けた知識及び技能を活用して、日常生活で見られる事象を主体的に探究することが大切である。その際、ポスターなどにまとめ、発表や対話を通して考察が妥当かどうかを検討して改善することが大切である。授業では、状態変化に関する知識及び技能と日常生活や社会の中の事象を関連付けて探究することで、理科を学ぶことの意義や有用性の実感を高め、次の探究につなぐことも大切である。	

(2) 学習・生活習慣等の状況

状況調査を見るにあたって、学習・生活習慣等を「生活習慣」「学校・家庭での生活の様子」「自尊意識」「規範意識」「学習の様子」の観点から分析する。

全体の傾向（様子）のよい点【○】と改善が必要な点【△】及び学習・生活習慣等と教科の調査結果との関連について紹介します。

全体の傾向（様子）【中学校3年生】

【生活習慣】

- 朝食を毎日食っている。
- 同じくらいの時刻に起きている。

【学校・家庭での生活の様子】

- 学校に行くのは楽しいと思う。
- 友達と協力するのは楽しいと思う。
- 先生は自分のよいところを認めてくれていると思う。
- △新聞はあまり読まない。 △地域の行事に参加していない。
- △地域や社会をよくするために何をすべきかあまり考えない。
- △地域の大人に放課後などで勉強やスポーツを教えてもらったり一緒に遊んでもらったりはしない。
- △自然の中で遊ぶことや自然観察をすることはあまりない。

【自尊意識】

- 自分にはよいところがあると思う。
- 自分でやると決めたことは、最後までやり遂げる。
- 人の役に立つ人間になりたいと思う。

【規範意識】

- いじめは、どんな理由があってもいけない。
- 人が困っているときは、進んで助けている。

【学習の様子】

- 学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う。
- 国語や数学の勉強は大切だと思う。
- 国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。
- 道徳の授業では自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組めた。
- △国語、数学、理科の勉強はあまり好きではない。
- △数学、理科の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できるかあまり考えない。
- △理科の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つとはあまり思わない。
- △理科の授業では、自分の予想をもとに観察や実験の計画をたてていない。

学習・生活習慣等と教科の調査結果との関連

- ・ 普段、1日当たり、テレビゲームをする時間が短い生徒の方が教科の正答率が高くなっている。
- ・ 学校が休みの日に、1日当たり、勉強をする時間が長い生徒ほど、教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てを工夫して発表していた」と回答している生徒ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答している生徒ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「学習内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている」と回答している生徒ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「学級の生徒との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答している生徒ほど教科の正答率が高くなっている。
- ・ 「理科の授業で、観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えている」と回答している生徒ほど教科の正答率が高くなっている。

急激に変化する時代の中で、一人一人の生徒が自分のよさや可能性を認識して、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。そのためには学力の3要素である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく身に付けさせること、すなわち、確かな学力を定着させることが重要です。

学校では、習得した知識・技能を活用して物事の中から問題を見だし解決につなげていく活動、自分の考えを伝え合う活動を行う中で思考力・判断力・表現力を育んでいきます。また、生徒の学習改善につながる評価を行い、新たな意欲の向上につなげていきます。一人一台タブレット端末が配備され、これまで以上に学びの可能性は広がっています。タブレット端末を使い、クラスの仲間と意見を出し合ったり、問題を解決したりする協働学習と、全ての生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びをすすめていきます。

生徒が「自分は先生や友達に認められている」「自分にはよいところがある」などの自己肯定感をもっていれば、安心して学びに集中することができ、その結果、学ぶ面白さや楽しさ、有能感などを感じて、学力の向上につながりやすいと言われています。今後も教科指導にとどまらず、生徒の自己肯定感が高まる機会を設けるとともに、一人一人のよい点や可能性を見付け評価する取組を積極的に行っていきます。

学力の向上をすすめていくためには、家庭学習の充実も欠かせません。子どもたち自身が家庭学習の重要性を感じ、自ら学習計画をたて、学習内容を選択し、主体的に家庭学習に取り組むことや、自分で決めた時間や場所で家庭学習に取り組むことなど、習慣化することが大切です。

また、子どもたちが自分の考えを表現する場や対話をする場を増やす必要があります。家庭でも、学習したことや、社会情勢等を話題にするなど、子どもの考えを表現させる、話し合うなどの機会をもつことを意識してください。

近年、新型コロナウイルス感染症をはじめ、命を脅かす災害が度重なって起こる中、子どもたちは社会の課題に目を向け、人の役に立ちたいと願うことが多くなってきていると感じます。このような社会で起こっている課題を解決していくためには、自分の考えをもち、多様な考えに耳を傾け、コミュニケーションをとりながら自分らしく判断していく力が求められています。これまで以上に学校、地域、家庭が協力して、子どもたちの自ら学ぼうとする姿勢を育てることを大切にしていける必要があると考えられます。

議題6 令和5年度教職員定期人事異動方針について

愛知県教育委員会の令和5年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に基づき、本市教育委員会の令和5年度教職員定期人事異動方針を定めるもの。

令和5年度教職員定期人事異動方針

春日井市教育委員会

市民の信頼に応えて春日井市立学校教育の一層の振興・充実を図り、高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、令和5年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づき、次の基本方針のもとに実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本市公立小中学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全市的視野に立ち、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長・教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。
降任について、自ら降任を申し出た場合においては、本人の申出に基づき降任を認める。
- 6 教職員の異動については、次のことに留意して実施する。
 - (1) 校長の意見を十分に尊重し、各学校の教職員構成の適正化・活性化を図る。
 - (2) 教員に多様かつ豊富な教育経験を得させるため、小学校・中学校間の交流について配慮する。
 - (3) 同一校に長期間勤務する者については、転任対象者として検討する。
 - (4) 異動後の通勤時間は、原則として、片道おおむね1時間30分以内となるよう配慮する。
 - (5) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に考慮する。

※ なお、令和5年度の県費負担市町村立学校事務職員並びに学校栄養職員の人事異動方針については、愛知県教育委員会の方針に準ずる。

議題7 春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）製造申請の認定について

春日井市立中学校標準服（ブレザータイプ）について、春日井市立中学校標準服認定要領に基づき、令和4年11月2日までの申請について、その製造認定を願うもの。

春日井市立中学校標準服（ブレザー）製造申請（11月認定分）

No.	申請日	申請者	申請アイテム	販売開始時期	申請区分
1	令和4年9月2日	名古屋菅公学生服株式会社	I型ブレザー、II型ブレザー	令和5年1月1日～	新規
2	令和4年11月1日	株式会社和光	II型ブレザー	令和5年2月1日～	新規
3	令和4年11月1日	有限会社エモト	スカート	令和5年1月～	新規
4	令和4年11月1日	株式会社トシボ 古屋支店	I型スラックス、II型スラックス、スカート、夏II型スラックス	令和4年12月1日～	新規

議題 8 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の一部を改正する規則について

利用申請を当日まで受け付けることとし、口頭での貸館予約も可能とするなど、利用者の利便性向上を図るもの。

また、生涯学習活動認定団体が3か月前から利用申請できることとし、団体の活動支援を図るもの。

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の一部を改正する規則

(春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年春日井市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2月前（」の次に「教育委員会が認める団体にあつては1月当たり2回に限り使用しようとする日の属する月の3月前、」に、「リハーサル室」の次に「を使用しようとする者」を加え、「3日前」を「使用しようとする日（使用区分が夜間を含む場合にあつては、使用しようとする日の3日前）」に改め、同条第3項中「（ホールを除く。）」を削り、「あいち共同利用型施設予約システム」の次に「又は口頭」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、あいち共同利用型施設予約システムによる予約申込みにあつては、ホールを除くものとする。

第4条第4項中「10日以内」を「使用しようとする日まで」に改める。

第5条第1項中「の2日前」を「（変更前の使用区分が午前、午後又は午前及び午後であつて、変更後の使用区分が夜間を含む場合にあつては、利用予定日の2日前）」に改める。

(春日井市青年の家条例施行規則の一部改正)

第2条 春日井市青年の家条例施行規則（平成6年春日井市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「3日前」を「利用しようとする日」に改め、同条第4項中「あいち共同利用型施設予約システム」の次に「又は口頭」を加え、同条第5項中「10日以内」を「利用しようとする日まで」に改める。

第5条第1項中「の2日前」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び春日井市青年の家条例施行規則の規定は、令和5年1月1日以後の施設利用に係る申請手続について適用し、同日前の施設利用に係る申請手続については、なお従前の例による。

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行	改正案
(使用手続) 第4条 条例第5条第1項に定めるところにより公民館（中央公民館のテニスコートを除く。以下この条、次条及び第6条において同じ。）を使用しようとする者は、その使用しようとする日の属する月の2月前（東部公民館のセミコンサート・リハールサル室にあつては、6月前。）の初日から<u>3日前</u>までの間に施設利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、この限りでない。 2 教育委員会は、公民館の使用を許可したときは、施設利用許可書（第2号様式。以下「利用許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。 3 公民館（ホールを除く。）を使用しようとする者は、あいち共同利用型施設予約システムにより、使用の予約申込みができる。 4 前項の規定により予約申込みをしたときは、当該予約申込みをした日から<u>10日以内</u>に施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 (使用の変更) 第5条 公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用日、使用時間、使用しようとする室等を変更しようとするときは、使用予定日の2日前までに施設利用変更許可・取消承認申請書（第3号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、	(使用手続) 第4条 条例第5条第1項に定めるところにより公民館（中央公民館のテニスコートを除く。以下この条、次条及び第6条において同じ。）を使用しようとする者は、その使用しようとする日の属する月の2月前（教育委員会が認める団体にあっては1月当たり2回に限り使用しようとする日の属する月の3月前、東部公民館のセミコンサート・リハールサル室を使用しようとする者にあつては、6月前）の初日から使用しようとする日（使用区分が夜間の場合は、<u>使用しようとする日の3日前</u>）までの間に施設利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、この限りでない。 2 教育委員会は、公民館の使用を許可したときは、施設利用許可書（第2号様式。以下「利用許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。 3 公民館を使用しようとする者は、あいち共同利用型施設予約システム又は口頭により、使用の予約申込みができる。<u>ただし、あいち共同利用型施設予約システムによる予約申込みにあつては、ホールを除くものとする。</u> 4 前項の規定により予約申込みをしたときは、当該予約申込みをした日から使用しようとする日までに施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 (使用の変更) 第5条 公民館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用日、使用時間、使用しようとする室等を変更しようとするときは、使用予定日（変更前の使用区分が午前、午後又は午前及び午後であつて、<u>変更後の使用区分が夜間を含む場合にあって</u>

その許可を受けなければならぬ。

- 2 教育委員会は、使用の変更を許可したときは、施設利用変更許可書（第4号様式。次条において「変更許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。

は、利用予定日の2日前）までに施設利用変更許可・取消承認申請書（第3号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、使用の変更を許可したときは、施設利用変更許可書（第4号様式。次条において「変更許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする

春日井市青年の家条例施行規則（平成6年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現 行	改正案
(利用手続) 第4条 条例第4条第1項の規定により青年の家を利用しようとする者は、施設利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の申請書の受付は、利用しようとする日の属する月の3月前の初日から<u>3日前</u>までの間に行う。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、この限りでない。 3 教育委員会は、青年の家の利用を許可したときは、施設利用許可書（第3号様式。以下「利用許可書」という。）を第1項の申請者に交付するものとする。 4 青年の家を使用しようとする者は、あいち共同利用型施設予約システムにより、利用の予約申込みができる。 5 前項の規定により予約申込みをしたときは、当該予約申込みをした日から<u>10日以内</u>に施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。 (利用の変更) 第5条 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用日、利用時間、利用しようとする施設等を変更しようとするときは、利用予定日の<u>2日前</u>までに施設利用変更許可・取消承認申請書（第4号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、利用の変更を許可したときは、施設利用変更許可書（第5号様式。次条において「変更許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。	(利用手続) 第4条 条例第4条第1項の規定により青年の家を利用しようとする者は、施設利用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の申請書の受付は、<u>利用しようとする日の属する月の3月前の初日から利用しようとする日までの間</u>に行う。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、この限りでない。 3 教育委員会は、青年の家の利用を許可したときは、施設利用許可書（第3号様式。以下「利用許可書」という。）を第1項の申請者に交付するものとする。 4 青年の家を使用しようとする者は、あいち共同利用型施設予約システム又は<u>口頭</u>により、利用の予約申込みができる。 5 前項の規定により予約申込みをしたときは、当該予約申込みをした日から<u>利用しようとする日までに施設利用許可申請書を教育委員会に提出</u>しなければならない。 (利用の変更) 第5条 青年の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用日、利用時間、利用しようとする施設等を変更しようとするときは、利用予定日までに施設利用変更許可・取消承認申請書（第4号様式）に利用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、利用の変更を許可したときは、施設利用変更許可書（第5号様式。次条において「変更許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。

議題 9 教職員等の処分について